

## グレートールイビル日本語補習校校則

### 第1章 総則

#### 第1条 [主旨]

この規約は本校の管理及び運営に関する基本事項を定める。

#### 第2条 [名称組織]

本校は英文名を THE GREATER LOUISVILLE REGIONAL JAPANESE SCHOOL、和文名をグレートールイビル日本語学校と称し、インディアナ大学サウスイースト校の附属組織とする。

#### 第3条 [所在地]

本校の所在地は、  
INDIANA UNIVERSITY SOUTHEAST  
4201 Grant Line Road, KV-200R/200S  
New Albany, Indiana 47150  
である。

#### 第4条 [目的]

本校は、グレートールイビル地区（Southern Indiana 及び Louisville）在米の日本人児童生徒および日本の教育を希望する子供を対象とし、学力維持向上のために文部省の教育課程に準拠した、日本語による教育の機会を与えることを目的とする。

#### 第5条 [管理・運営]

本校の管理・運営については、運営委員会を設け、別途定める規定に基づき運営委員会がこれに当たる。

#### 第6条 [入学資格及び学年構成]

本校は第4条に基づき、幼稚部、小学部、中学部、高等部をもって構成し、原則として日本の学制に準じて年齢別に学年を構成する。

#### 第7条 [年度及び学期]

本校の学年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。また、1年度を3学期に分ける。

#### 第8条 [授業日及び時間]

授業は原則として毎週土曜日に行う。時間割りは年度毎に校長が作成し、運営委員会の承認を受ける。

#### 第9条 [授業料・設備費・及び教材費]

授業料、設備費は運営委員会の決めるところに従い付則に定める通りとする。

#### 第10条 [入学・退学・休学・復学]

1. 入学・退学・休学または復学は、父母より校長宛てに書面をもって届け出る。

2. 校長が在学不相当と判断するもの及び、運営委員会が第6条の資格を喪失したと認められたものに対しては、校長は、退学を命じることができる。

#### 第11条 【授業科目】

授業科目は原則として、国語、算数（数学）及び日本語とするが、必要に応じて校長は授業科目を選定、追加することが出来る。

### 第2章 校長・教師会

#### 第12条 【校長の選出と任期】

運営委員会にて本校を代表する校長を推薦し、学校総会の承認を経て決定する。校長の任期は原則4月1日から翌々年3月31日までの2年とし、再任を妨げない。

#### 第13条 【校長】

校長は、教師と授業内容についての決定権、及び責任をもつ。

#### 第14条 【教師及び教師会】

教師の責任範囲は、学校の基本方針に基づき、円滑に授業を進めるとともに、学校の各種行事及び会議への参加と、その他必要とされる活動全般にわたるものとする。

### 第3章 学校総会

#### 第15条 【総会の構成】

父母、教師、運営委員で構成する。

#### 第16条 【総会の開催】

定期総会は原則として各学期毎に開催する。運営委員長は必要に応じて臨時総会を招集できる。

#### 第17条 【総会の成立】

学校総会は委任状を含め、定数の三分の二以上を以て成立する。

#### 第18条 【総会の決議】

学校総会は次の事項を決定する。

- ① 本年度の会計決算と次年度の予算
- ② 運営委員長、校長の承認
- ③ その他の必要事項

総会の決定は、出席者の多数決を以て決定する。

### 第4章 細則

#### 第19条 【表簿】

本校は備えるべき表簿類を別途定めるものとする。

第20条 [規約の改廃]

上記の諸規則及び付則については必要に応じ、運営委員会が改訂または廃止を検討し学校総会で承認する。

1997年6月7日校則及び付則改訂  
1997年9月27日付則改訂  
1999年4月10日付則改訂  
2000年10月1日付則改訂  
2001年4月1日付則改訂  
2012年1月21日付則改訂  
2015年2月14日校則及び付則改訂  
2016年3月5日付則改訂  
2020年4月1日付則改訂  
2025年3月1校則および付則改定